

戸籍謄（抄）本・住民票等郵送申請書

岡山県美作市長 様

申請日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

請求者	住所 (住民登録地)	〒 *** - **** 〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇 ×××番地×× 〇〇〇〇マンション ×××号室	
	ふりがな	みまさか たろう	
	氏名	美作 太郎 (印)	明治・大正・昭和・平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
	連絡先	TEL ***-****-****	必要な人との関係 本人・配偶者・父母・子・その他()

必要な たす 証明 が	本籍 (住民票の場合は住所)	美作市 〇〇〇 ×× 番地 ××
	筆頭者氏名 (住民票の場合は世帯主)	美作 一郎 明治・大正・昭和・平成・令和 △△年 △△月 △△日 生まれ
	必要な方の氏名	美作 太郎 明治・大正・昭和・平成・令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生まれ

必要な証明 の種類・ 通数	種類	謄本（全部事項証明書）	抄本（個人事項証明書）	手数料
	戸籍	通	1 通	450円
	除籍	通	通	750円
	改製原戸籍	通	通	750円
	出生から死亡まで	各	通	個人により異なります
	から	各	通	
	身分証明書		通	300円
	独身証明書		通	300円
	戸籍の附票	通	1 通	300円
	○附票について原則右記の項目は省略されます。必要な項目がある場合は、 □へチェック✓印を入れてください。		☒ 本籍・筆頭者氏名 ☐ 在外選挙人名簿登録事項等（登録者のみ対象） ☐ 住民票コード（請求理由を必ず記入してください）	
○記載が必要な住所の履歴がある場合は、下の（ ）内にご記入ください。 (〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 ×××番地××) から (〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 ×××番地×× 〇〇〇〇マンション×××号室) まで				
○必要な住所の証明ができない場合があります。 その場合「証明ができない旨の証明」が必要ですか？ 必要・不必要 】		300円		
(法令の改正以前は附票の保存年限が改製又は除票となってから5年間となっていたため)				
住民票	通	通	300円	
◎住民票に以下の項目が必要な場合は、必要な項目を○で囲んでください。 1 世帯主氏名・続柄 2 本籍・筆頭者氏名 3 国籍・地域 4 在留カード等の番号 5 在留期間等 6 通称の履歴 7 住民票コード 8 個人番号				
その他（ ）		通	円	

請求理由	使用目的 (自動車の廃車手続のため)
	記入例：△△名義の土地を▲▲（請求者）名義に変更するため ※第三者請求の場合は、詳しく記入してください。
	提出先 () 手続きをする方の氏名 () 記入例：□□銀行■支店、〇〇法務局●●支局 ※第三者請求の場合は、支店支局名まで詳しく記入してください。 上記の目的以外には使用しないことを誓約します。

備考	() と () の続柄がわかる戸籍
	() の死亡事項が記載されている戸籍
	その他 ()

最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、その年月日と届書の種類と提出先の市区町村を必ずご記入ください。
令和 年 月 日に 届を 市区町村へ提出した

下記①～④を封筒に入れて市民課市民窓口係へご請求ください。

- ①申請書

②交付手数料

③返信用封筒

④本人確認書類
- 戸籍謄（抄）本・住民票等郵送申請書に必要事項を記入してください。

郵便局で合計金額分の定額小為替を購入してください。※切手はご利用いただけません。

返送先の住所（住民登録地）、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。

申請者の氏名・住所の確認のため、下記の書類のコピーを同封してください。

運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード（※裏面のコピーは不要です）、在留カード、資格確認書、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、年金手帳等

注意：有効期限内で現住所・氏名・生年月日が記載されているところをコピーしてください。

注意：個人番号の通知カードはご利用できません。
- ※身分証明書及び独身証明書は、本人以外からの申請の場合、委任状が必要です。
※住民票の申請は、本人・同一世帯員以外の方からの申請の場合、原則として委任状が必要です。
※戸籍謄本等の申請は、本人・配偶者・直系親族以外からの申請の場合、原則として委任状が必要です。
※お急ぎの場合は、返信用封筒に速達料金分の切手を貼ってください。
※返送先は、申請者の住民登録地です。
【お願い】
郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。日数に余裕をもって申請してください。
- * 郵送請求先 *
- 〒707-8501
岡山県美作市美来1番地
美作市役所市民生活部市民課市民窓口係
TEL (0868) 72-0926【市民窓口係直通】
- ***** 戸籍の広域交付が始まりました *****
* 令和6年3月1日から本籍地以外の最寄りの市区町村の窓口でも戸籍謄本等が請求できるようになりました。
※ 詳しくは法務省のホームページもしくはお近くの市区町村の窓口でお尋ねください。